

【事業内容】

(1) 研修事業

高齢者住宅の管理人、管理組合の代表者、自治会役員等を対象として、介護等に関する基礎的な知識や介護保険サービスの利用等に関する研修を実施する。

(2) ネットワーク形成推進事業

市町村や地域包括支援センターを核として高齢者住宅支援員（仮称）、L S A等がネットワークを形成することを支援する事業（協議会や連絡会の設置、相談会・シンポジウムの開催、普及啓発 等）を実施する。

【実施主体】都道府県（適切に実施できる団体に委託することも可）

【負担割合】 国：1／2、都道府県：1／2

（6）介護関連施設における感染症対策について

ア 介護関連施設内における感染症の発生及びまん延の防止については、各施設の運営基準等において衛生管理体制の整備及び発生時の報告手順を定め、また、入所予定者に感染症や既往があった場合の適切な対応の徹底を通知しているところである。

また、平成18年度から施設管理者及び感染管理担当者を対象とした「感染症対策指導者養成研修事業」を創設し、施設の感染症対策を強化したところであるが、その実施状況は未だ低調である。

各都道府県・指定都市においては、本事業を積極的に活用し、施設内感染症対策の体制整備に向けた支援をお願いする。

イ 冬季においては感染症の集団発生が見られるところであり、次のことに御留意の上、衛生主管部局と連携の上、各施設に対して適切な指導をお願いしたい。

(ア) ノロウイルスによる感染性胃腸炎については、「介護保険施設等におけるノロウイルスによる感染性胃腸炎の発生・まん延防止策の徹底について」(平成18年1月6日老計発第1206001号、老振発第1206001号、老老発第1206001号厚生労働省老健局計画課長、振興課長、老人保健課長連名通知)、「ノロウイルスに関するQ&Aについて」(平成18年12月8日健感発第1208001号、食安監発第1208002号厚生労働省健康局結核感染症課長、医薬食品局食品安全部監視安全課長連名通知)、「社会福祉施設、介護老人保健施設等におけるノロウイルスによる感染性胃腸炎の発生・まん延防止策の一層の徹底について」(12月21日雇児発第1221002号、社援発第1221002号、障発1221002号、老発1221002号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、障害保健福祉部長、老健局長連名通知)等を通知したところであり、これらを踏まえ、引き続き、管内市区町村及び管内介護関連施設における対策の周知徹底を図ること。

(イ) インフルエンザについては、「今冬のインフルエンザ総合対策の推進について」(平成18年11月1日健感発第1101001号厚生労働省健康局結核感染症課長通知)を踏まえ、予防対策の徹底を図ること。

(ウ) 高病原性鳥インフルエンザについては、近年、東南アジアを中心に流行しているほか、ヨーロッパでも発生が確認されるなど、依然として流行が継続・拡大しており、ヒトからヒトへ感染する新型インフルエンザの発生の危険性が指摘されている。厚生労働省においては、「新型インフルエンザ対策行動計画」を策定するとともに、「新型インフルエンザに関するQ&A」、「高齢者介護施設における新型インフルエンザ対策等に対する手引き」等を作成しているので、これらを踏まえた対応を徹底すること。

(エ) その他、多数の高齢者が利用する施設等においては、感染症の集団発生が生じやすいことから、衛生主管部局と連携の上、衛生管理の徹底と感染症の発生及びまん

延の防止のために適切な措置が講じられるよう留意するとともに、施設内で感染症等が発生した場合の報告については、「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」（平成18年3月31日厚労告268）に基づき、適切な対応を徹底すること。

(才) 平成16年度に取りまとめた「高齢者介護施設における感染対策マニュアル」は、厚生労働省のホームページ (<http://www.mhlw.go.jp/topics/kaigo/osirase/tp0628-1/index.html>) に掲載しているので、引き続き、管内の介護関連施設に周知徹底すること。